志 摩 市 教 育 委 員 会 会 議 録

１．会議の種類　　令和２年第２回定例会

１．招集年月日　　令和２年２月１３日（木）

１．開催年月日　　令和２年２月２０日（木）

１．開催場所　　志摩市役所４０３会議室

１. 招集をした者　　舟戸 宏一

１．委員数　　４名

１．出席委員　　濵口 茂之・森 かお子・山下 行重・森本 由加

１．欠席委員　　なし

１．会議に出席した者　　教育長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 舟戸 宏一

　　　　　　　　　　　　　教育部長　　　　　　　　　　　　　　　　　　 橋爪 正敏

　　　　　　　　　　　　　教育委員会事務局調整監兼学校教育課長　　　　 澤田 真仁

　　　　　　　　　　　　　教育委員会事務局教育総務課長　　　　　　　　 井上 辻明

　　　　　　　　　　　　　学校教育課副参事兼管理主事　　　　　　　　　 小林 和浩

　　　　　　　　　　　　　総合教育センター長　　　　　　　　　　　　　 田畑 拓夫

　　　　　　　　　　　　　教育委員会事務局生涯学習スポーツ課長　　　　 中島 治久

　　　　　　　　　　　　　国体推進室長　　　　　　　　　　　　　　　　 阿部 　亨

　　　　　　　　　　　　　こども家庭課第一係長　　　　　　　　　　　　 菊川 雅人

　　　　　　　　　　　　　こども家庭課主査　　　　　　　　　　　　　　 山室 紀子

１．傍聴人　　０名

１．事　　　項

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 開　会  日程第　１  日程第　２  日程第　３  日程第　４  日程第　５  日程第　６  日程第　７  日程第　８  日程第　９  日程第１０  日程第１１  日程第１２  日程第１３  日程第１４  日程第１５  日程第１６  日程第１７  日程第１８  日程第１９  日程第２０  閉会 | 開会時間　９時００分  会議録署名委員の指名　　４番　　森本　委員  教育長報告  議案第１号　志摩市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則について  議案第２号　志摩市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正  する条例について  議案第３号　志摩市いじめ防止対策推進条例について  議案第４号　志摩市就学指導委員会規則の一部を改正する規則について  議案第５号　志摩市通級指導実施要綱の一部を改正する告示について  議案第６号　障害を有する児童・生徒学習支援教員の配置に関する要綱の一部を改  正する告示について  議案第７号　障害を有する児童・生徒介助員の配置に関する要綱の一部を改正する  告示について  議案第８号　志摩市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に  ついて  議案第９号　志摩市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正す  る規則について  議案第１０号　三重とこわか国体・三重とこわか大会志摩市実施本部設置要綱の制定に  ついて  議案第１１号　志摩市立幼稚園預かり保育条例施行規則の一部を改正する規則につ  いて  議案第１２号　令和元年度第８号補正予算（案）について  議案第１３号　令和２年度当初予算（案）について  議案第１９号　県費負担教職員（管理職）の人事異動内示について（非公開）  報告第３号　令和元年度志摩市通学路交通安全プログラムに係る通学路合同点検結  果及び進捗状況について  報告第４号　「令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」結果概要につい  　　　　　　て  報告第５号　志摩市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部改正につ  いて  その他協議・報告案件について   1. 各課からの報告 2. その他   閉会時間　１２時０４分 | | |
|  |  | | |
| 教育長  **日程第１**  教育長  委員  **日程第２**  教育長  各委員  教育長  **日程第３**  教育長  事務局  教育長  委員  事務局  教育長  各委員  教育長  各委員  教育長  **日程第４**  教育長  事務局  教育長  各委員  教育長  各委員  教育長  **日程第５**  教育長  事務局  教育長  委員  教育長  委員  事務局  教育長  各委員  教育長  各委員  教委長  **日程第６**  教育長  事務局  教育長  各委員  教育長  各委員  教育長  **日程第７**  教育長  事務局  教育長  各委員  教育長  **日程第８**  教育長  事務局  教育長  各委員  教育長  各委員  教育長  **日程第９**  教育長  事務局  教育長  委員  事務局  教育長  各委員  教育長  各委員  教育長  **日程第１０**  教育長  事務局  教育長  各委員  教育長  各委員  教育長  **日程第１１**  教育長  事務局  教育長  委員  事務局  委員  事務局  委員  教育長  各委員  教育長  各委員  教育長  **日程第１２**  教育長  事務局  教育長  各委員  教育長  各委員  教育長  **日程第１３**  教育長  事務局  教育長  委員  事務局  教育長  委員  事務局  教育長  各委員  教育長  各委員  教育長  **日程第１４**  教育長  事務局  教育長  事務局  教育長  事務局  教育長  事務局  教育長  事務局  教育長  事務局  教育長  各委員  教育長  各委員  教育長  **日程第15**  教育長  事務局  教育長  事務局  教育長  事務局  教育長  事務局  教育長  事務局  教育長  事務局  教育長  事務局  教育長  委員  事務局  委員  事務局  委員  委員  事務局  委員  教育長  委員  事務局  事務局  委員  事務局  教育長  委員  事務局  教育長  事務局  教育長  各委員  教育長  各委員  教育長  **日程第16**  教育長  各委員  教育長  教育長  各委員  教育長  **日程第１７**  教育長  事務局  教育長  委員  事務局  教育長  各委員  教育長  **日程第18**  教育長  事務局  教育長  委員  事務局  教育長  各委員  教育長  **日程第19**  教育長  事務局  教育長  委員  事務局  教育長  各委員  教育長  **日程第20**  教育長  事務局  教育長  事務局  教育長  事務局  教育長  事務局  教育長  事務局  教育長  委員  事務局  委員  事務局  委員  事務局  委員  教育長  事務局  教育長  事務局  教育長  事務局  教育長  各委員  教育長  委員  事務局  教育長  事務局  事務局  教育長  各委員  教育長 | | おはようございます。  定刻となりましたので、令和２年第２回定例教育委員会を開会します。  事項書の日程に従いまして議事を進めます。  **会議録署名委員の指名**  日程第１、議事録署名委員の指名を行います。  本日、議事録署名委員は４番森本委員を指名します。よろしくお願いします。  よろしくお願いします。  **教育長報告**  日程第２、教育長報告については、お手元に配付のとおりです。  教育長報告について、質疑はございませんか。  （質疑なし）  質疑がないようですので次へ進めます。  **議案第1号　志摩市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則について**  日程第３、議案第１号、志摩市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題とします。  本案について、事務局からの説明を求めます。  事務局。  教育委員会の井上です。よろしくお願いします。それでは、資料の２ページをごらんください。志摩市奨学金条例施行規則の一部改正についてを説明させていただきます。  今回改正する理由としましては大きく２つの理由がありまして、１つ目が、平成29年５月に成立した、民法の一部を改正する法律が本年４月１日より施行されることになり、この民法の改正に基づきまして、本条例の施行規則の関連する箇所を改正するというものと、志摩市全庁的にLGBTの理解、LGBTの方への配慮ということで、以前から申請書等々の様式に、性別欄があるものについては必要ないと判断したものは削除するという方針がありまして、ただ関連する施行規則等々の改正に合わせて行うということで、今までそのままだったんですけど、今回改正に合わせまして性別欄を様式の中から削除するというものの、以上２つでございます。  それでは８ページのですね、新旧対照表で説明させていただきたいと思います。  まず民法改正の趣旨としまして、現在の裁判とか、取引の実務としている基本的なルールを、法律の条文上明確にし、読み取りやすくする改正を行っていくことから、本条例で施行している第12条第３項として、連帯保証人の債務負担について、新たに明文化させていただきました。  連帯保証人は奨学生、保護者と連帯して奨学生の一切の債務を負担するものとするという記載を新たに加えました。  それから、第12条第２項の規定で奨学金の貸与決定を奨学生と連帯保証人から様式第４号、誓約書の提出を求めておりますが、そちらのほうの文言等々、改正させていただきました。  ９ページ以降に、様式の新旧対照表等々ありますが、少し字が小さいので、戻っていただいて５ページをごらんください。  こちらが誓約書の様式になります。今回の改正に合わせまして、下から２つ目に保護者兼連帯保証人の住所、氏名、電話番号等々を書く欄がありますが、こちらが以前の様式ですと、保護者だけで兼連帯保証人ということが抜けておりましたので、連帯保証人に保護者もなりますということを明確にするために入れさせていただきました。  それから次の６ページ、誓約書の裏面になりますが、こちら現行の様式の中には裏面はありませんが、債権法の契約に関する基本的な定めとしまして、今まで明文化しなかった内容をこの裏面に掲載しまして、奨学生と連帯保証人が返済に関して読み取りやすく、また滞納等に陥った場合、滞納整理の際に誤解を招かないよう新たに制約事項として整えさせていただきました。  それから、８ページの新旧対照表に戻っていただきまして、第18条第１項に奨学金の返済等の規定があり、奨学金の返済期間は奨学金貸与の最終の月から起算して１年据え置き、８年以内というような表記になっておりますが、新しく改正しまして貸与期間の２倍の期間内（８年を超える場合は８年以内）ということに改めました。  これにつきましては、高校であれば貸与期間は３年間ですので、倍の期間、６年をもっての返還、大学であれば４年間ですので倍の８年間ということになりますが、例えば、退学等々、個人の事情によって２年間で学校をやめた場合ですと、２年間の貸与になりますので、その倍の４年間で返していただくということが趣旨になりますが、この現行の８年以内との表記ですと、８年以内に返還すればいいのではないかという誤解を招きます。安易に返還期間の猶予の申し入れにつながるということがありましたので、今回返還期間をわかりやすくするため、このように改正させていただきました。  それから次に、一定の範囲に属する不特定の債務を保証する契約のことを、根保証契約と言いますが、改正民法におきまして個人の根保証契約においては保証人の返済額の上限、これを限度額としまして、それを定めなければ契約の効力を生じないことになりましたので、志摩市奨学金の貸与事業につきましては、貸与の合計総額が極度額となることから、現行の18条第２項を同条３項に変更しまして、第18条第２項としまして新たに卒業したときや貸与を打ち切ったときなど、奨学金貸与の終了時に奨学生と連帯保証人から借用書の提出を求めることを規定しました。  それに伴いまして、限度額、極度額を定める様式としまして、戻ってもらって７ページ、奨学金の借用書、これを新しく整えまして、借用金額を極度額として定めて、これを提出していただくということにしました。  それから先ほど言いましたLGBTの関係で、4ページにあります、家庭状況調査書、こちらの様式が性別欄とありまして、この表の氏名、続柄、年齢とありますが、続柄と年齢の間に性別欄がありましたが、今回の改正に合わせて削除させていただきました。  説明は以上です。  説明がありましたが、質疑ございませんか。  細かいところになりますが、７ページの表、住所、名前、電話、５ページは住所、氏名、電話という表記になっております。統一して書いたほうがいいと思いますが、その辺はどうですか。私は名前のほうがいいと思いますが。  すいません。整合性がとれてないので、どちらかに合わせさせていただきます。  名前のほうがいいということで、意見をいただきました。  他に質疑はありませんか。  （質疑なし）  それでは、質疑がないようですので採決に移ります。  議案第１号について、承認される方は挙手願います。  （挙手）  挙手全員です。よって議案第１号は可決されました。  **議案第２号　志摩市教育委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について**  日程第４、議案第２号、志摩市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。  本案について事務局から説明を求めます。  事務局。  学校教育課、澤田です。どうぞよろしくお願いします。  資料といたしましては13ページからになります。  内容の説明につきましては、19ページをもとに説明をさせていただこうと思います。  今回、志摩市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正ということで、その理由といたしましては４点ほどございます。  第１点目の３行につきましては、これは市の臨時職員、臨時的任用職員が会計年度任用職員に移行するっていうそのことを受けまして、職等の報酬の規定等、削除する必要があるため条例改正を行うとしております。  それから第２点目につきましては、鵜方児童館を鵜方放課後児童クラブに移行することにより、児童館事業が廃止となりますので、それに関係する部分、関係する職の報酬の規定をカットする必要があるので、一部改正を行うものでございます。  ３点目につきましては、志摩市いじめ防止対策推進条例により志摩市いじめ問題対策連絡協議会等の組織を設置することに伴いまして、委員の報酬の規定を定める必要があるので、そのための一部改正を行うものです。  それから最後４点目につきましては、志摩市就学指導委員会の名称を志摩市就学支援委員会に改正することに伴いまして、その条例によっても名称を改正する必要があるため一部改正を行うとするものです。  改正と条例の要点につきましては、ここに記載のとおりとなっております。  この①から④につきましては、先ほどの理由の１ら４にそれぞれ対応しております。  それから改正をした結果の効果につきましては、下３分の１ほどに書かせていただきました。これも丸の数字はその上のものと対応するということになっております。  説明は以上になります。どうぞよろしくお願いいたします。  今の説明について質疑はございませんか。  （質疑なし）  質疑はないようですので、採決に移ります。  議案第２号について承認される方は挙手願います。  （挙手）  挙手全員です。  よって議案第２号は可決されました。  **議案第３号　志摩市いじめ防止対策推進条例について**  日程第５、議案第３号、志摩市いじめ防止対策推進条例についてを議題とします。  本案について事務局からの説明を求めます。事務局。  資料といたしましては、20ページからになります。  条例案については21ページから始まっております。  今回この条例の新規制定になりますので、条文を追って概要を説明させていただきます。  本案につきましては、いじめが児童、生徒の尊厳を脅かし、命や人権を侵害するおそれがあるもので、それからまたいじめはどこにでも起こり得るもので、どの子も被害者にも加害者にもなり得るものでありまして、いじめをなくすためには未然防止、早期発見、早期対応に取り組む必要がありますので、そのことを推進するためにこの条例を定めようとするものです。  特にこの条例案におきましては、市としての条例制定の意義や決意を明確に示しまして、いじめに関係する機関や団体が連携し、総力をあげて対策を推進するために前文を置きました。  その前文が21ページから始まりまして、22ページまであります。真ん中のあたりから第１章がありまして、第１章は総則です。その中で、第１条ではこの条例の目的として、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを規定しております。  第２条では定義といたしまして、いじめの人、学校、児童と保護者の定義を規定しております。  第３条では、いじめ防止等のための対策の基本理念を規定しております。  第４条では、いじめをしてはならないことを規定しております。  第５条としては、市の責務として、いじめ防止等の施策の策定と、その実施を規定しております。  第６条では、教育委員会の責務として学校におけるいじめの防止等のための必要な措置を講じなければならないことを規定しております。  ここでは教育委員会を特出しして規定しておりますのは、教育委員会には学校の設置管理者としての業務がございますので、そのことをもって規定している条項です。  それから第７条では、学校及び学校の教職員の責務として、学校全体でいじめの未然防止、早期発見に取り組むことと、それからいじめを適切かつ迅速に対処することについて規定をしております。  第８条では保護者の責務として、保護する児童等がいじめを行わないように指導すること、いじめを受けた場合に適切に保護すること等が保護者のいじめ防止等のための責務とすることについて規定をしております。  それから第２章では、いじめ防止基本方針について規定をしております。その中でも第９条では、主として志摩市いじめ防止の基本方針を定めること、それから第10条では学校がいじめ防止等のための基本的方針を定めることを規定しております。  続きまして、第３章です。第３章から第５章までは、いじめの問題に対応するための組織についての規定となっております。  第３章では、いじめに関係する機関及び団体の連携を図るための組織としての、志摩市いじめ問題対策連絡協議会について規定しております。この協議会につきまして、第11条では設置について、第12条では所掌事務として関係機関及び団体の連携や、いじめ防止対策の推進に関し協議することや、関係機関及び団体の連絡調整を図ることを規定しております。  第13条ではその組織について、第14条では会長について、第15条では会議について規定をしております。  第16条では意見聴取として、委員以外の人からの意見聴取を行えることについて規定をしております。  第17条では委員の守秘義務についての規定となっております。  第18条は事務局が教育委員会事務局学校教育課であることを規定しております。  第４章につきましては、いじめ防止等の対策を実行的に行うようにするための組織について、組織であるいじめ問題専門委員会についての規定となっております。この委員会につきましては、いじめによる重大事態の調査も行うこととしております。  第19条で設置について、20条で所掌事務について規定をしております。  所掌事務としてはこの（１）から（４）までをあげさせていただきました。  第21条は委員会の組織について、法律、医療、教育、心理、福祉等の専門家の中から委嘱することを規定しております。  第22条では、委員長等についての規定、23条では会議についての規定、それから24条で臨時委員について規定をしております。この臨時委員といいますのは、特に重大事態の調査を行うに当たっての調査員としての位置づけと考えております。  それから25条は、事務局が先ほどの連絡協議会と同じく、教育委員会事務局学校教育課であることを規定しております。  それから26条は、準用規定となっておりまして、この委員会におきましての連絡協議会と同様に委員以外の人から意見を聴取できること、守秘義務についての規定となっております。  第５章は、いじめによる重大事態が行われたのちに、さらに必要がある場合に再調査を行う志摩市いじめ問題再調査委員会についての規定となっております。  27条は設置について、28条は所掌事務ということで先ほども申し上げました再調査を行う組織として規定をしております。  29条については、組織の構成、それから30条については事務局として、こちらにつきましては総務部総務課が担うことと規定しております。  最初の重大事態の調査につきましては、教育委員会としての調査になりますが、それの再調査ですので、部署を変えて市長部局でやる、総務課が担当する、そういった形となっております。  それから31条は準用規定で、意見聴取、守秘義務、それから委員長、会議の規定につきましては専門委員会と同意語であることを規定しております。  32条では、雑則としてこの条例に定めのないことについては、別に定めることに規定しております。  附則としまして、この条例は令和２年４月１日からの施行とすることとしております。  説明としては以上になります。どうぞよろしくお願いします。  先ほどの説明について質疑はございませんか。  志摩市におけるいじめ防止対策の有効性ある早期対応とか未然防止、早期発見などを推進体系が本条例によってできるということですが、いじめはあってはいけないことですが、起こってしまった場合、早期対応が大切ですので、さらに内容を充実していくということをお願いします。  ほか、よろしいでしょうか。  それと、もう１点。22ページのところになりますが、未然防止、早期発見のために主として徹底していじめられる側に立ちという思いを入れていただいていますが、そのような解釈でよろしいですね。  こういうところを大事にしていただきたいと思います。  はい、そうです。  ほかよろしいでしょうか。  （なし）  それでは、採決に移ります。  第３号議案について承認される方は挙手をお願いします。  （挙手）  挙手全員です。よって議案第３号は可決されました。  **議案第４号　志摩市就学指導委員会規則の一部を改正する規則について**  日程第６、議案第４号、志摩市就学指導委員会規則の一部を改正する規則についてを議題とします。  本案について事務局からの説明を求めます。  事務局。  総合教育センターです。よろしくお願いします。  議案第４号、志摩市就学指導委員会規則の一部を改正する規則につきまして、御説明いたします。  ページ数にしますと30ページになります。こちらの改正につきましては、委員会の名称を就学指導委員会から就学支援委員会に変更するというもので、前回の定例教育委員会で御説明させていただいたところですが、１月29日に開催されました法令審査委員会にて審査の結果、改正についての指摘があれば、その部分について修正させていたということで、御説明もさせていただきましたが、法令審査会におきましては、改正案のとおりということで修正がございませんでした。そのため、志摩市就学指導委員会規則につきましては改正案のとおり、志摩市就学支援委員会規則という名称に改めさせていただきまして、第１条の設置に記載されています、志摩市就学指導委員会を志摩市就学支援委員会に改めるものとしまして、31ページになりますが新旧対照表のとおり改正をさせていただきます。  なお、この規則の改正につきましては、先ほどの志摩市委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例と関連するものでございますので、条例改正の成立に合わせまして改正をするということになりますので御了承いただきますようお願い申し上げます。  施行につきましては、令和２年４月１日施行ということになります。  よろしくお願いします。  ただいまの説明について質疑はございませんか。  （質疑なし）  質疑がないようですので、採決に移ります。  議案第４号について承認される方は挙手をお願いします。  （挙手）  挙手全員です。よって議案第４号は可決されました。  **議案第５号　志摩市通級指導実施要綱の一部を改正する告示について**  日程第７、議案第５号、志摩市通級指導実施要綱の一部を改正する告示についてを議題とします。  本案について事務局からの説明を求めます。  事務局。  志摩市通級指導実施要綱の一部を改正する告示につきまして御説明いたします。  こちらにつきましても、先ほどの志摩市就学指導委員会から志摩市就学支援委員会名称変更ということに伴うものでございまして、１月29日の法令審査会におきまして審査の結果、指摘があればその部分について修正させていただくということを前回の定例教育委員会で御説明させていただきましたが、こちらにつきましても修正がございませんでした。そのため、志摩市通級指導実施要綱につきまして、記載のとおり第２条第３項において志摩市就学指導委員会であるところを、志摩市就学支援委員会に改めるものとしまして、ページ数34ページですけども、新旧対照表のとおり改正させていただくということで、御承認賜りますようお願いします。  こちらにつきましても、志摩市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例と関連するものでございますので、条例改正に合わせての成立に合わせて改正するということで御了承いただきますようお願いします。  施行につきましては令和２年４月１日です。  よろしくお願いします。  ただいまの説明について質疑はございませんか。  （質疑なし）  質疑ないようですので採決に移ります。  議案第５号について承認される方は挙手をお願いします。  挙手全員です。よって議案第５号は可決されました。  **議案第６号　障害を有する児童・生徒学習支援教員の配置に関する要綱の一部を改正する告示について**  日程第８、議案第６号、障害を有する児童・生徒学習支援教員の配置に関する要綱の一部を改正する告示についてを議題とします。  本案について事務局からの説明を求めます。  事務局。  議案第６号、障害を有する児童・生徒学習支援教員の配置に関する要綱の一部を改正する告示につきまして御説明を申し上げます。  こちらも前回の定例教育委員会で説明させていただいたとおり、１月29日に開催の法令審査委員会で審査の結果、指摘がありましたら、その部分について修正させていただくということでしたが、法令審査委員会における指摘はございませんでしたので、障害を有する児童・生徒学習支援教員の配置に関する要綱につきまして、記載のとおり第４条第２項によりまして、志摩市就学指導委員会となっているものを志摩市就学支援委員会に改めるということでございます。  37ページが新旧対照表になっております。この改正につきまして新旧対照表のとおり御承認賜りますよう、よろしくお願いします。  こちらにつきましても、先ほどの志摩市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例と関連するものでございますので、条例改正の成立に合わせて改正することにつきまして御了承賜りますようお願いします。施行につきましては令和２年４月１日ということでございます。  以上です  ただいまの説明について質疑はございますか。  （質疑なし）  質疑がないようですので、採決に移ります。  議案第６号について承認される方は挙手をお願いします。  （挙手）  挙手全員です。よって議案第６号は可決されました。  **議案第７号　障害を有する児童・生徒介助員の配置に関する要綱の一部を改正する告示について**  日程第９、議案第７号、障害を有する児童・生徒介助員の配置に関する要綱の一部を改正する告示についてを議題とします。  本案について事務局からの説明を求めます。  事務局。  議案第７号、障害を有する児童・生徒介助員の配置に関する要綱の一部を改正する告示につきまして御説明をいたします。38ページからになります。  こちらにつきましても、前回の定例教育委員会で説明をさせていただきましたとおり、１月29日に開催されました法令審査委員会にて審査の結果、指摘があればその部分を修正するということでしたが、法令審査委員会におきましては改正案のとおり修正がございませんでした。そのため障害を有する児童・生徒介助員の配置に関する要綱につきましては、記載のとおり第４条第２項におきまして志摩市就学指導委員会となっているものを就学支援委員会に改めるものとし、40ページの新旧対照表のとおり改正させていただくということで御承認賜りますようお願いします。  この要綱の改正につきましても、志摩市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例と関連するものでございますので、条例改正の成立に合わせて改正するということにつきまして御了承いただきますようお願いします。  施行につきましては、令和２年４月１日ということでございます。  以上です。  ただいまの説明について質疑はございませんか。  委員。  障がいを有する児童・生徒の部分で、これは委員会で統一しておく必要があると思いますが、文言の部分、障がいの害を平仮名で書くのか、漢字そのままでいくのか。一つの個性だという考え方もあるので、平仮名でというような意見もありますので、また検討していただいたらと思いますので、よろしくお願いします。  今回の改正につきましては、就学支援委員会を改正するということでございますので、今後この承認をいただき、表現につきましては確認し、修正を検討させていただきたいと思います。  その他、質疑はありませんか。  （質疑なし）  それでは、採決に移ります。  議案第７号について承認される方は挙手をお願いします。  （挙手）  挙手全員です。よって議案第７号は可決されました。  **議案第８号　志摩市立図書館の設置及び管理に関する条例について**  日程第10、議案第８号、志摩市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。  本案について事務局からの説明を求めます。  事務局。  生涯学習スポーツ課の中島です。  それでは日程第10、議案第８号の内容について御説明させていただきます。  こちらにつきましては、志摩市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、本案は令和元年度に市立図書館の大規模改修をすることに伴い、２階ホール及び各部屋の運用について提示するための改正でございます。  ２階の生涯学習スペースとして、市民に貸し出すことにより図書館のさらなる利活用をはかろうとするものです。  時間につきましては、新旧対照表をもとに順に説明させていただきます。  資料は48ページをごらんください。  本条例第１条、設置の条文を、市民の教育と文化の発展に寄与するため、志摩市立図書館（以下、図書館という）を設置する、に改めるものです。  図書館の設置について、図書館法第10条、公立図書館の設置に関する事項は当該図書館を設置する地方公共団体の条例にて定めなければならないと規定されており、改正前にはこれに基づき規定していましたが、このたび市民の開かれた施設として、２階部分を生涯学習のためのスペースとすることから、利用者にとってわかりやすくするため、文言を改めるものでございます。  条例第２条第３項、各図書室の名称につきまして、大規模改修に関係なく、各施設の条例に規定されている正式名称にするため、施設名称の頭に志摩市をつけるものです。新旧対照表では省略されていますが、表の一番上は志摩市歴史民俗資料館となっており、これだけ志摩市がついた正式名称であったため、今回統一を図るものです。  続きまして、49ページをごらんください。  条例第３条、事業につきまして第１条を改正したことにより第１号において条例中初めて図書館法が出てくるために、これを規定します。  また第５号の次に第６号として、多目的ホール、グループ学習室、個人学習室及び個人学習席（以下、生涯学習スペースという）を第９条で定める個人及び団体の利用に供することを加えます。  これは図書館２階の各部屋について名称を規定し、その利用に関する事務を図書館の事業として追加するものです。  続きまして条例第４条、管理につきまして、以下第８条を除き、関連する条全てにおいて図書館の次に、及び生涯学習スペース、を加えるものです。  続きまして条例第５条、休館につきまして、第２項につきまして第２条と同様、施設名の初めに志摩市を加え、正式名称に統一するもので、休館日自体に変更はございません。  続きまして資料は50ページでございます。  条例第６条、開館時間につきまして、生涯学習スペースの一部の多目的ホールと生涯学習室を夜間も貸し出すため、開館時間を変更し、新たに表で指定するものです。  隣接する阿児アリーナと合わせて午前９時から午後９時30分までとし、アリーナと共同使用にも対応できるようにさせていただきます。  ただし、夜間につきましては職員が時間外勤務にて対応することや、光熱水費等の節約の観点から、１週間前までに申請がない場合は図書館と同時刻で閉館をすることと規定いたします。  また夜間に児童、生徒のみでの使用を禁止することで、青少年の安全にも配慮するものです。  続きまして51ページをごらんください。条例第９条、生涯学習スペースの利用につきまして、生涯学習スペースの利用者を教育団体、社会教育団体、文化団体並びに学習、研修、調査研究を目的とする教育委員会が適当と認める個人並びに団体とする、と規定するものです。  続きまして条例第10条、利用の許可につきまして、生涯学習スペースの利用するものはあらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない、と規定するものです。  申請に関する各様式について別途条例、施行規則において定めます。  続きまして、資料52ページ、条例第１１条、生涯学習スペース利用の制限につきまして、生涯学習スペースの利用を許可しない場合を列挙するものであります。  続きまして、条例第12条、使用料は、学習スペースとして貸し出す部屋の使用料について別表第１に規定するものです。志摩市文化会館条例に規定する、磯部生涯学習センター、志摩文化会館、阿児アリーナの３施設のうち、面積が一番近い使用料を参考にし、１平米あたりから単価から算出し、端数処理をした額といたしました。  なお、夜間区分業務として全日区分、文化会館条例に準じ、設定し市民の利活用にはかりたいと考えております。  条例第13条、冷暖房及び附帯設備の使用料につきまして、冷暖房及びマイクなど附帯設備を資料58ページと57ページの別表２と別表３にそれぞれ規定いたしました。  使用料と同様、各文化会館の使用料を参考にいたしました。  続きまして、資料53ページに戻りまして、条例第１４条から１７条につきましては利用許可に当たっての詳細を新たに規定するものです。  こちらも文化会館条例に準じて設定させていただいております。  最後に資料54ページの第９条、損害の弁償を改定し、条例第18条としているところにつきまして、第１項ではここで規定する損害弁償の対象は図書資料である本や機器類等、備品を指すことから、施設の文言を削除しております。  また第２項において、別記様式はその他の様式と一緒に規定について一括して規定することといたしましたので、資料58ページをごらんいただきますと、右側は空白となっております。条例からは削除された形になっております。  条例の改定につきましては以上となります。  審議の上、御承認賜りますようにお願いいたします。  ただいまの説明に質疑はございませんか。  （質疑なし）。  質疑はないようですので採決に移ります。  議案第８号について承認される方は挙手をお願いします。  （挙手）  挙手全員です。よって議案第８号は可決されました。  **議案第９号　志摩市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規定について**  日程第11、議案第９号、志摩市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規定についてを議題とします。  本案について事務局からの説明を求めます。  事務局。  生涯学習スポーツ課の中島です。  それでは、志摩市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について、御説明させていただきます。  規則につきましても、本案は条例改正に伴い、改正後の図書館の２階ホール、部屋の運用の詳細及び申請書などの様式を規定するほか、性別欄の削除など既存様式を修正するものです。  以下、新旧対照表に基づき順に概要を説明させていただきます。資料は、80ページをごらんください。  同規則第３条、個人貸し出し、図書館の利用登録申込書の様式について、志摩市立図書館をして、以下本規則に規定している用紙全てにこれを統一するものです。また、利用者カードの様式第２号について、システム更新時の形式変更や・・・の注意事項の変更が今後予想されることから、臨機応変に対応できるよう、様式を削除し既存の利用者登録内容変更届を様式２号に繰り上げます。  同条第６項の図書資料の貸し出し点数については、電子書籍の欄を追加し、電子書籍につきましては平成25年９月から貸し出しを実施していますが、この機会に規定いたしました。  続きまして、同規則第４条、団体貸し出しにつきましては、第３条と同じですので省略させていただきます。  続きまして、資料81ページをごらんください。  同規則第８条、視聴覚資料の複写ということで、こちらにつきましては第２項のネットワークコンピューター利用登録申請書の規定につきまして、館内に無線ＬＡＮを整備するため削除するものでございます。  同規則第９条、図書館資料の複写につきまして、様式第６号の繰り上げですので省略させていただきます。  続きまして、同規則第10条、利用許可の申請、条例第10条の生涯学習スペースの利用許可と規定したことに伴い、その詳細を規則第10条に規定するものです。第１項に申請様式第２号に申請の受付期間を定めました。  続きまして、資料82ページでございます。以下同規則第11条、特別の設備等、同規則12条、利用の許可、同規則第13条、利用の取りやめ及び変更の手続、同規則第14条、利用時間及び期間、同規則第15条、使用料の減免、同規則第16条、使用料の返還、同規則第17条、利用者の遵守事項につきましては、志摩市文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則を準用し、生涯学習スペースの利用の詳細を定めるものです。  続きまして、第15条の利用料減免につきまして、阿児アリーナ等文化会館使用料減免申請書を提出し、決定を既に受けている団体についてはその決定を準用することとして、社会教育等の分野で既に志摩市で活動されている市民の皆様の申請の簡略化を図るものです。  続きまして、資料86ページ右側の第18条の損害賠償の様式につきまして、これまでの図書館資料等の破損、汚損、紛失届の様式のみ条例で規定されておりましたが、今回の条例及び条例施行規則の改正を含む全ての様式を指定で定めるよう統一することにより、規則の第18条に移して規定するものです。  続きまして、様式につきまして簡単に説明させていただきます。様式第１号は男女欄、元号、在住コードを削除しました。また住所欄にある電話番号マークを、電話番号と言葉への書きかえを行いました。  現行の様式第２号削除につきましては、先ほど説明したとおりでございます。  様式第３号につきましては、宛先が志摩市立図書館長様となっているところを、志摩市役所の様式統一の例にしたがいまして、宛先を志摩市立図書館長と変更するものです。そして改正案では第２号に繰り上がります。  変更様式第４号につきましては、先ほど第１号で説明したものと同様の変更でございます。  変更様式第５号は、図書館利用者のインターネット利用が無線ＬＡＮ化されるため、削除いたします。  変更様式第６号は、様式第３号と同様、宛先の表記の仕方の変更となります。  続きまして93ページから101ページまでの様式第６から13号までは、利用許可申請や使用料関係の様式を文化会館条例施行規則に準じて新規に制定したものであります。  102ページにつきまして、様式第14号は条例から規則に移された様式でございます。  103ページ、現行様式第７号は宛先を変更し第15号に繰り下げました。なお、95ページの様式第７号、99ページの様式第11号、101ページの様式第13号の下部に、審査請求に関する表示文が記載されております。  審査請求の相手と訴訟する相手の部分が○○○と表記されていますが、志摩市長なのか教育委員会なのかを志摩市の法令審査部門に照会しておりました。このたび回答がありましたので、申し上げます。３つの様式とも最初の○○○が志摩市長で、上から４行目の訴訟において志摩市を代表する者は次の○○○から志摩市教育委員会となりました。この場合、この場で訂正、記入をお願いいたします。  この文章につきましては、きちんと記載をさせてもらったものを配付させていただきます。  説明は以上になります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。  説明いただきましたが、今の説明に質疑はございませんか。  委員。  個人貸し出しのことですが、今までの利用者カードをもう一度申請し直す、申請用紙、登録申込書に書き直すということになりますか。  以前のものは大丈夫です。  そのまま継続して使えるということで理解したらよろしいですか。  はい。そうです。システム更新でございますので、以前のものは使えるようにしているということで聞いております。  ありがとうございます。  ほか、よろしいでしょうか。  （質疑なし）  それでは質疑がないようですので採決に移ります。  議案第９号について承認される方は挙手をお願いします。  （挙手）  挙手全員です。よって議案第９号は可決されました。  **議案第１０号　三重とこわか国体・三重とこわか大会志摩市実施本部設置要綱の制定について**  日程第12、議案第10号、三重とこわか大会・三重とこわか大会志摩市実施本部設置要綱の制定についてを議題とします。  本案について事務局からの説明を求めます。  事務局。  国体推進室、阿部です。よろしくお願いいたします。  まず資料につきましては104ページからになります。  三重とこわか国体、三重とこわか大会志摩市実施本部設置要綱について御説明させていただきます。  本案は2021年に開催される三重とこわか国体、三重とこわか大会の志摩市開催競技にかかる実施本部の設置に係る要綱の制定でございます。  まず第１条の設置につきましては、実施本部を設置し本市で開催する競技会を円滑に運営する旨を記載させていただいております。  また続きまして第２条につきましては、設置に伴う所掌事項を記載させていただいております。  第３条につきましては、組織を記載させていただいておりまして、本部長を市長としまして、副本部長に副市長及び教育長をもって置き、各部を設け、部長、副部長、各班に班長を、各係に係長及び係員をもって置くことを記載させていただいております。  続きまして第４条になります。第４条につきましては、実施本部の職務の記載をさせていただいており、本部長、副本部長、部長、副部長、班長、係長、係の職務を記載させていただいておるものです。  続きまして第５条は会議のことを記載させていただいております。  続きまして第６条では、教育委員会国体推進室に事務局を置き、事務局長に教育部長を充てることを記載させていただいております。  最後に第７条として、その他の事項を記載させていただいております。  別表108ページになります。こちら第２条関係では実施本部の事務分掌を記載させていただいております。  こちら、部、班、係の事務分掌を記載させていただいております。  部には行幸啓、お成り部、総合案内部、輸送交通部、衛生部、消防警備部、各競技会場部を設けております。またそれぞれに班と係を設けさせていただいております。  続きまして別表第２、115ページでございます。  こちら別表第３条関係といたしまして、実施本部の組織図を記載させていただいております。市長を本部長とし、副本部長に副市長と教育長、実施本部事務局長には教育部長を充て、部長、副部長、班長、係長、係員については今後また規定していく予定となっております。  ただこちら公表の日につきましては本日の教育委員会をもってということで考えております。  またこちらにつきましても漢字の誤りがありましたので修正をお願いしたいと思います。まず110ページでございます。110ページの消防警備部の消防警備係の（３）の中に、大会関連施設における火災発生時の消化の化が、火に改めていただきますようよろしくお願いいたします。  また113ページになりますが、こちら立哨班、こちらには文言の追加をお願いしたいと思っております。こちら立哨班の下に、トライアスロン競技のみ、という記載をお願いいたします。  要綱の説明につきましては以上でございます。御審議の上、御承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。  ただいまの説明について質疑はございませんか。  （質疑なし）  質疑がないようですので採決に移ります。  議案第10号について承認される方は挙手をお願いします。  （挙手）  挙手全員です。よって議案第10号は可決されました。  **議案第11号　志摩市立幼稚園預かり保育条例施行規則の一部を改正する規則について**  日程第13、議案第11号、志摩市幼稚園預かり保育条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題とします。  本案について事務局からの説明を求めます。  事務局。  こども家庭課保育幼稚園第一係の菊川です。よろしくお願いします。  本日は、課長が所用により不在のため、代理として報告させていただきます。  それでは議案第11号、志摩市立幼稚園預かり保育条例施行規則の一部を改正する規則について、御説明申し上げます。  本案ですが、志摩市立幼稚園預かり保育の利用可能時間については幼保園内の幼稚園と単独幼稚園では違いがありました。  単独幼稚園においては土曜日の預かり保育は実施しないと規定されていましたが、今回の改正により単独幼稚園においても土曜日の７時半から12時まで利用できるように見直しを行い、志摩市立幼稚園全てで預かり保育時間、曜日を統一するものであります。資料の118ページ、新旧対照表をごらんください。  改正内容につきましては、本条例施行規則第３条第４項を削り、同条第５項中前４項の規定にかかわらず、を削り、同項を同条第４項と改正します。第４条ただし書きを削り、同条中第２号を削り、第３号を第２号とし、第４号を第３号とし、第５号を第４号と改正します。  なお、この規則は令和２年４月１日から施行するものとしております。  以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いします。  ただいまの説明について質疑はございませんか。  委員。  単独幼稚園は、和具、鵜方とありますが、和具幼稚園は、令和２年度はどのようになりますか。  和具幼稚園ですが、令和２年度は休園という形となりますのでよろしくお願いします。  ほか、よろしいでしょうか。  委員。  鵜方幼稚園が実施対象という形になります。実施体制の整備等についても遺漏のないようによろしくお願いします。  はい。そうさせていただきます。  ほか、よろしいでしょうか。  （質疑なし）  それでは質疑がないようですので採決に移ります。  議案第11号について承認される方は挙手をお願いします。  （挙手）  挙手全員です。よって議案第11号は可決されました。  **議案第12号　令和元年度第８号補正予算（案）について**  日程第14、議案第12号、令和元年度第８号補正予算（案）についてを議題とします。  本案について事務局からの説明を求めます。  各課、順次お願いしたいということでございますので、そのあと一括して質疑を受けたいと思いますので、よろしくお願いします。  事務局。  教育総務課、井上です。資料の121ページをごらんください。  まず教育総務課の関連の補正予算の御説明させていただきます。  こちらにつきましては、歳入のほうの補正予算となります。  表の上から１、２が教育総務課の分でございます。  １つ目が学校施設環境改善交付金ということで、国のほうからいただいておる交付金の関係でございます。現在の予算額は真ん中の3,561万円、内訳を言いますと磯部中学校の校舎大規模改造事業の交付が3,000万円。それから浜中のエレベーター設置事業のほうが561万円ということで、合計3,561万円ですが、今回磯部中学校の大規模改造事業の工事が終了しまして、確定額が2,252万円。3,000万円の見込みやったんですけども、2,252万円。これにつきましては、交付金の対象工事費が下がりました関係で減額となりまして、その分、歳出金748万円の減額ということで、減額後の2,813万円に補正させていただきます。  それから２つ目の、給食費の徴収金ですが、これにつきましては、当初の見込みの数字よりも児童、生徒数それから教職員の数が年度内で変更がありまして、当初の見込みより少なくなった関係で211万円を減額しまして、当初予算が１億5,491万円だったのを１億5,280万円に減額をさせていただいたということです。  続いて歳出の予算につきましては124ページをごらんください。  まず１つ目ですが、海外留学応援奨学金の給付事業ということで、184万4,000円の減額。内容につきましては、一般奨学生の中学生、高校生の夏休み、個人で参加する留学の分が10人募集人数でしておりましたが、結果応募があったのが５人だったためですね、５人分の補助金を減額すると。で、もう１つ特別奨学生ということで、志摩高が実施する海外留学の分も同じく募集人数が10人でしたが、６人の申し込みしかなかったということで４人分を減額するということで、合計が184万4,000円の減額で、となります。  それから２つ目が、学校施設等解体撤去工事ということで、本年度の解体撤去工事につきましては、実施設計のほうを片田小学校の解体の、これは設計のほうですけども、あげさせていただきました分が、入札差金等々で19万9,000円の減額、それから工事自体は的矢小学校の校舎と体育館で解体工事を行いましたが、その部分の単価入れかえの業務委託料が８万1,000円の減額、それから光回線の撤去委託料が３万6,000円減額、それから本体の解体工事等の入札差金が1,282万6,000円になりましたので、合計1,314万2,000円の減額をするというものです。  続きまして、東海中学校の屋内運動場大規模改造事業につきましては、施工管理業務のほうが32万4,000円の減額、本体工事のほうで1,203万4,000円の減額、両方入札差金等々による差額の分1,235万8,000円の減額となります。  それから４つ目ですが、磯部中学校の大規模改造事業、こちらにつきましても施工管理業務のほうが７万7,000円の減額、工事本体については４万1,000円の減額ということで、合計11万8,000円の減額となります。  それから、学校給食センターの監理運営費のほうですけども、こちらは臨時職員の賃金の部分の減額となります。まず臨時職員の勤務予定日で、204日勤務日の設定でしたが、結果199日ということで５日間勤務予定日数が減りましたので、その分の減額と、続いて済みません、内容の４～５月となっていますが、４～６月に訂正いただきたいと思います。４月から５月分につきましては、臨時職員の募集をかけたところ、予定数１人集まれませんでしたので、４月から６月の３か月分、１人予定より少なかったということで、その分の差額です。  それから、それに伴いまして、期末手当のほうが、割増賃金のほうがその分ふえるということで、あと臨時対応調理員の分ということで、夏休み中とかで何かあった時に臨時対応するときに任用するという分が該当ありましたので、その分は全額減額ということと、あと賄材料費、これにつきましては学校給食費の徴収金と同額をいつも予算としておりますが、先ほど歳入のほうで減額した分と同額になり、端数の関係で歳入のほうは211万でしたが、端数の関係で歳出のほうは211万1,000円減額になるということで、合計353万3,000円の減額となります。  教育総務課の関係は以上でございます。  事務局。  どうぞ、よろしくお願いいたします。  歳入が121ページになります。歳出が126ページからになっております。  まず歳入につきまして、学校教育課関係で５個ありまして、そのうち１、２、３につきましては歳出が減額になったことに伴いまして、それに対応する補助金も減額となっている、そういった状況となっております。  歳出でも説明をさせていただこうと思います。  それから４番目、５番目につきましては、これは国の予算の都合で補助金の交付にあたっては、国の予算の範囲内で交付するというのがありまして、そういった関係で今回国のほうが減額して補助をすることになりましたので、歳入が減額となっております。  歳出はこの減額に合わせて少し切り詰めて歳出、支払いをしている、そんな状況です。  続きまして歳出をお願いします。125ページからです。  学校教育課分の歳出の主な内容といたしましては、全体を通じて契約を結んだ、その契約の実績によって差額、不要となった額を減額するっていうのがおおむねとなっております。  １番につきましては、電算システム関係の保守委託料が契約の実績による減額となっております。２番が、こちらも契約実績によりますが、教育系サーバーということで、これは学校現場の先生方が使っていただくパソコンの関係、教育情報関係のシステムとなっております。  それから３番も同じく教育系サーバーの年次経費となっております。  ２番のほうが保守等の委託料、それから機器の入れかえの委託料となっております。  ３番のほうは使用料部分については経費となっております。  それから４番目のスクールバスの関係で鵜方小、文岡中のスクールバス、それから磯部小のスクールバス、いずれも契約の実績によって減額をしております。  ５番が、各小中学校に導入したタブレットの設定委託料とか学習ソフトを入れる、そういった委託料ですが、こちらも契約の実績によって減額をしております。  ６番目が校内ＬＡＮということで、既に導入済みの東海小学校以外の小中学校につきまして、無線ＬＡＮを整備いたしました。その関係で契約実績に応じての減額となります。  ７番が備品購入費で、こちらはハードウェアですがタブレットの購入費ですが、こちらも契約実績により減額となっております。  ８番、学校支援講師謝礼につきましても、実績それから年度末までの見込みによって減額となっております。  ９番が、小学校分の光熱水費でこちらも実績と今後の見込みによって減額をしております。  こちらにつきましてはデマンドということで、ピークとなる電力の使用量を抑える工夫を各小学校でしていただいたということでありまして、その分電気代が想定していたよりもはるかにおさまった状況です。  10番が、小学校介助員等普通旅費ということで、こちら修学旅行について行く、引率する介助員を子どもの安全確保のために当初２人を予定していましたが、それを３人に増やしたということもありまして、増額となっております。  11番が、小学校学習研修等補助金ということで、こちらもそれぞれの学校の実績と今後の見込みを総合的に見まして、使わなくていい分について減額となっております。  12番が、小学校要保護児童就学援助費ということで、生活保護世帯の子どもの修学旅行の費用ですが、こちらも実績によって減額となっております。  その次の小学校特別支援教育就学奨励金につきましても、実績による減額となっております。  中学校光熱水費につきましても、実績によって減額です。小学校に比べて減額の幅が大きな数字になってはおりますが、こちらにつきましては中学校の空調の整備が今年度であったということから、当初前年度に見込んだよりも実際運用してみた結果、想定していたよりも電力量が少なかったということで減額となっております。  小学校のほうは昨年度導入で、幾分実績があったので見込みと実績の幅が少なかったんですが、中学校につきましては今年度が導入初年度であったということで、小学校に比べて大きな数字となってしまっております。  それから中学校介助員等普通旅費につきまして、こちらも実績による増額、社会見学、志摩中が愛知県へ社会見学に行った時の介助員として増員したことにより、増額となっております。  16番、中学校選手派遣補助金につきましては、中体連の大会等が比較的近隣であったことと、それから今年度地方大会へ出場する生徒が少なかったことにより減額としております。  17番、中学校要保護児童就学援助費につきまして、こちらも実績により減額となっております。  それから、その次の中学校特別支援教育就学奨励費についても実績によっております。  その次の準要保護生徒就学援助費についても同様です。  中学校生徒送迎業務委託料につきまして、こちらも減額になっておりまして、これは特に中学校の土曜日、日曜日の部活動を想定してタクシーの費用を見込んでおりましたが、休養日を設けたという関係で日数が減ったことが主な要因として減額となっております。  それから人権教育総合推進地域事業講師謝礼と、その下の費用弁償につきましては、先ほど申し上げました国の補助金が減額になりましたので、その減額に応じて歳出のほうも切り詰めて支出をしたという状況となっております。  23番、教育集会所臨時職員賃金につきましては、臨時職員２人のうちの１人が今年度病気で休暇をとった期間がありまして、その分賃金を減額となっております。  教育集会所人権学習会バス借上料につきましては、人権学習会でバスを借り上げて出かけた、伊賀市へ出かけておりますが、今年度の実績によって当初見込んだほどしなかったので、その分が減額となっております。  以上でございます。  事務局。  総合教育センターですが、歳入のほうは、こちらのほうございませんので、歳出のほうになります。127ページの下の段になります。  まず１つ目ですが、講師謝礼ということで30万減額ということになっております。こちらにつきましては、教職員スキルアップ研修の開催日程の調整によりまして実施回数が減ったということ、それから研修の講師につきましても大学教授からの変更、地域講師等への変更ということで、支出のほうが減になって、30万減額させていただいています。  続いて２番目の児童、生徒送迎業務委託料ですけども、こちらにつきましては現在ふれあい教室の児童、生徒の送迎にスクールバスの臨時運行を利用しておりますけども、そちらのほうの利用回数が見込んでおったよりも少なかったということで、30万の減額をさせていただいております。  ３番目ですけども、臨時職員賃金ですが、こちらにつきましては情報教育支援員というのを予定をしていましたが、年間を通じて確保できなかったと、それから教育相談員につきましては５月から９月までの５カ月の間、人材の確保ができなかったということによりまして、この分を合計しまして300万円の減額をしております。  ４番目ですけども、備品修繕料ですが、こちら公用車のほうですけども車検を行う予定でありました軽バンにつきまして、新車に入れかわったということですので、それの部分、備品修繕料８万円分が回収されております。  あと５番、６番につきましても、その新車に変更になったことに伴うもので、車検手数料が５万円減、自動車損害保険料につきまして２万円分の減額をさせていただいております。  あと７番のほうですね、公課費につきまして、減8,000円させていただいております。  以上です。  事務局。  生涯学習スポーツ課の中島です。よろしくお願いします。  生涯学習スポーツ課の補正につきましては、資料121ページをごらんください。歳入の部から説明させていただきます。  一番下のところに生涯学習スポーツ課がございます。１番、２番、３番という中で、御説明させていただきます。  １番の阿児アリーナ使用料の180万円減額でございます。こちらにつきましては、12月までの実績が330万円、そして１月から３月までの見込みとしまして44万9,000円というふうなことで、こちらの中から180万の減額となっております。主に減額の理由としましては、減免の費用がふえてきているというふうなところでございます。こちらにつきましては、平成30年12月までの金額と令和元年度の減免金額が12月までの金額と約100万円がふえてきております。  また、今年度は図書館の工事をしていることから確定申告の会場が阿児アリーナで行われることとしてというふうなことから180万円の減額となっております。  続きまして自主文化事業の入場料でございます。こちらにつきましては、今回行われました、演劇のほうの伸びが思った以上に伸びず、3,000円の500席を用意しておりましたが、284席までしか伸びませんでしたことの減額で78万3,000円の減額となっております。  続きまして保健体育使用料でございます。こちらのほうにつきましては、長沢球場、それと阿児ふるさと公園、そして夜間照明施設の利用が減ってきているというふうなところによります減額で、28万7,000円の減額でございます。こちらの主な理由としましては、実績としまして昨年度と比べますと件数につきまして４割減、そして利用料金ですとほぼ半額となっていしまっているというような状況でございます。  これにつきましては、団体数、今までクラブ活動という形でしていたのが、やっぱり２、３団体減ってきているというふうなところが原因であると考えられます。  歳入のほうは以上で、続きまして歳出のほうに移らせていただきます。  資料は126ページをごらんください。126ページの真ん中よりやや下のほうでございます。舞台音響設備保守点検委託料でございます。こちらにつきましては、平成29年度に大規模改修工事を行いまして30年度は点検が必要なく、今年度から点検をする、令和元年度から点検をするというふうなことで、点検をさせていただいた実績でございます。こちらにつきまして、当初予算をしておりましたのが、設置したメーカーの点検を受けないでいきますとこのような予算額で、実際に地元の業者さんのほうに点検していただいたところ、100万円ほど減額になったというふうなことによります入札差金でございます。  続きまして、油焚冷温水機及び空調設備の保守点検料でございます。こちらにつきましても29年の大規模改修に伴いまして、30年度は点検の必要がなく、令和元年度に点検を入れたということで、こちらにつきましても新しいものをつけたというふうなことで、業者のほうの見積金額で予算したというふうなことでございます。  実際に地元業者で点検していただきましたところ、入札差金とて約100万円の入札差金が出てきたというようなことでございます。  続きまして、図書館管理システム保守点検料でございます。こちらにつきましても、契約実績による減額とですね、図書館情報システム機器更新により、旧図書館情報システムの使用期間が12月から10カ月へ変更になったことによる減額ということで、実際には入札差金の部分と、それと工事期間が短くなったというふうなことで、当初12カ月を予測していましたが、それが10カ月で済んだ。落とした業者、現在入っておる業者が落としたということで、積みかえる手間がなくなったということで、その料金は取るのかなと思いましたら取らないということを言ってくれたので、期間が10カ月、２カ月ほど短くすることができましてそれの減額となりました。そして30万減額となります。  続きまして、図書館大規模工事改修工事業の委託料で、こちらにつきましてはもう間もなく工事のほう完成いたします。工事の完成に伴いまして、今まで工事しているというふうなことで、ぎりぎりまでどのようなことがあるかわからないということで、予算を確保しておりましたが、いよいよ完成に伴いまして精算が進んできたということです。  こちらにつきまして、施工管理業務の委託料が57万5,000円の減額、そして備品運搬料につきましては120万円の減額、こちらにつきましては入札差金となっております。  続いて、図書館大規模改修工事の工事請負料でございます。こちらのほうは建築工事が4,631万円の減額、こちらにつきましては入札差金でございます。  続いて、電気工事につきましては1,308万5,000円の減額でございます。機械設備工事につきましては、3,406万8,000円の減額いうふうなことでございます。こちらにつきましては工事の変更設計または入札差金というふうなところで、工事の完了に伴います減額でございます。  続きまして図書館情報システム機器更新業務の委託料でございます。こちらにつきましては、入札に伴います契約実績による減額としまして150万円の減額となっております。  続きまして、図書館情報システムの使用料でございます。こちらにつきましても、当初入札を行いまして落としていただいた業者が現在の業者と同じ業者であったいうふうなことで、積みかえの必要な部分が、セキュリティ等のライセンス等が不要となったため、その部分が安価になってきたというふうなことによります減額で、140万円の減額でございます。  続きまして、長沢野球場管理費、光熱水費の減額でございます。こちらにつきましては、先ほども使用料の歳入でも御説明しましたが、使用者が減ってきたため、使用料が減り電気代も減りました。  また一番の減だったのは、LED化して電気量が減ってきたということで、今までは約１カ月13万円ほど必要であったものが、現在では10万円ほどまで、１カ月３万円の減額に成功しております。  こういったことによります減額としまして、60万円減額となっております。  続きまして、長沢野球場の施設改修事業でございます。こちらにつきましては施工管理業務委託料で、こちらにつきましても繰越事業で行っておりまして、長沢の野球場のほうですが、工事完了によりまして当初変更があるかもわからないということで金額を準備していましたが、変更の必要がありませんでしたので、残額を落とさせていただくというふうなことで、33万1,000円の減額となっております。  続きまして、志摩海洋センター改修事業の200万円の減額でございます。こちらにつきましては、当初計画しておりましたフェンスの改修工事でございますが、こちらにつきまして直営で設計しまして、安価におさまるように全体を交換することから、張りコンクリートという形で、コンクリートの部分を増し打ちって言ってふやすような工事に切りかえまして、安価でおさめることができたというふうなことでの減額となっております。  生涯学習スポーツ課の補正につきましては以上となります。  事務局。  国体推進室、阿部です。よろしくお願いいたします。  資料につきましては、122ページの歳入の部分でございます。  国体推進室につきましては、第76回国民体育大会市町競技施設整備費補助金ということで、こちら交付決定を受けまして190万7,000円の同額の歳入の補正を挙げさせていただいております。  歳出の補正はございません。  以上です。  事務局。  こども家庭課の菊川です。よろしくお願いします。  まず歳入ですが、122ページ、123ページをごらんください。  まず教育費国庫負担金（子育てのための教育・保育給付費負担金）ですが、313万4,000円の増額になります。理由としましては、国が定める公定価格の改定です。また幼稚園保育料がなくなったことによる、私立幼稚園に対する国庫負担金の増額です。  続きまして、教育費国庫負担金（子どものための施設等利用給付事業費負担金）です。431万5,000円の減額になります。  これにつきましては、実績により国庫負担金の減額です。令和元年10月から幼児教育無償化が始まり、預かり保育の利用者数が読めなかったことからですね、上限額いっぱいまで、利用者数かける上限いっぱいまで予算を見ておりました。が、実績に基づいて試算したところ、431万5,000円減額となります。  続きまして、民生費国庫補助金（子ども子育て支援交付金）ですけれども、23万1,000円の増額になります。私立幼稚園の一時預かり事業補助金の交付申請額が見込みより多かったことによる国庫補助金の増額です。  続きまして、教育費県負担金（施設型給付費・地域型保育給付費負担金）なんですが、156万7,000円の増額になります。これも国が定める公定価格の改定により、私立保育幼稚園に対する県負担金の増額です。  続きまして、教育費県負担金（子育てのための施設等利用給付事業費負担金）なんですが、215万7,000円の減額になります。これは幼児教育無償化で預かり保育の負担金を国から、県からと負担金が入ることになっておりましたが、こちらは県のほうです。県からの補助金の先が読めなかったことから、実績に基づき試算したところ、215万7,000円の減額となります。  続きまして、教育費県補助金（施設型給付費・地域型保育給付費補助金）なんですが、３万3,000円の増額になります。国が定める公定価格の改定によって、私立幼稚園に対する県補助金の増額です。  歳出のほう、お願いします。128ページです。  歳出ですけども、幼稚園一般経費（公立幼稚園預かり保育等利用者助成金）なんですが、863万円減額になります。これは幼児教育無償化の関係です。預かり保育利用者数が読めなかったことからということで、利用者数かける上限額で計算しておりました。で、実績に基づき試算したところ863万円減額が必要となりました。  続きまして、幼稚園管理運営費ですが、AEDリース料ですが、これは入札差金による減額です。24万6,000円の減額となります。  続きまして、幼稚園介助員等配置事業（介助員賃金）ですけれども、221万円の減額となります。これは実績による不用額の減額となります。  続きまして、私立幼稚園施設型給付事業（私立幼稚園施設型給付費負担金）ですが、30万2,000円の増額となります。これは国の定める公定価格の改定による増額です。  続きまして、私立幼稚園施設型給付事業（一時預かり事業補助金）ですが、11万5,000円の増額となります。一時預かり事業（幼稚園型）の申請額が見込みより多かったことにより増額となります。  以上になります。  暫時休憩します。  （10：38～10：49）  休憩前に引き続き、会議を再開します。  議案第12号の補正予算（案）についての説明をいただきましたが、各課の説明について質疑はございますか。  （質疑なし）  質疑はないようですので、採決に移ります。  議案第12号について承認される方は挙手をお願いします。  （挙手）  挙手全員です。よって議案第12号は可決されました。  **議案第13号　令和２年度当初予算（案）について**  日程第15、議案第13号、令和２年度当初予算（案）についてを議題とします。  本案についても各課からの説明ございますので、質疑は一括して行いたいと思います。  事務局。  教育総務課から説明させていただきます。教育総務課の関連は130ページから131ページにかけてでございます。  ここに新規事業と、あと昨年度と予算額の増減が大きい部分だけのみ説明させていただきたいと思います。  ナンバーのほうが411、事務局総務一般経費のところですが、340万ほど昨年度より多くなっておりますが、理由につきましては今年度学校健全度調査というものを行います。これにつきましては市内の小中学校の建物の劣化度調査と健全度評価というものを行いまして、それをもとに個別施設計画、今後の修繕を何年度にして、どういうふうな内容の修繕をするというような計画を立てるという予定です。  国のほうからは令和２年度までにつくりなさいという通達がきておりまして、最終年度になりますが、この計画をつくるために調査をする費用です。  ちなみに、その計画がつくられてないと今後大規模修繕したときに国の交付金を受けられなくなります。期限内につくりたいと思っております。  それからナンバーで言いますと420ですが、学校施設等解体撤去工事、令和２年度につきましては越賀小学校の体育館の実施設計と的矢中学校、それから船越小学校校舎の解体工事を予定しております。  それから433、ナンバーです。小学校管理運営費、500万円弱ぐらい増額になっておりますが、小学校の施設のほうの修繕費によりまして、学校からの要望により予算を立てておりますが、主なものとしましては、浜島小学校の体育館、トイレになりますが、今ポンプで水を送る形になっておりまして、学校側と避難所に使っております自治会からの要望ありまして、ポンプが停電になるととまりますので、使えるようにしてほしいということで、体育館のトイレだけを水道直結にかえる工事をさせていただきます。  それから鵜方小学校の体育館、体育倉庫の屋根を修理するのが大きな金額になっております。  それから443、鵜方小学校の校地擁壁改修事業ということで、今年度改修工事の実施設計を行いまして、来年度東側部分の道が細くなっている部分を、車が対向できないようなところがありますので、周りをぐるっと工事します。まず２年度としましては東側部分、道が狭いということですので、4.3メーターにグラウンド部分を削りまして道をまず広げます。それからその横に１メートル程度の歩道といいますか、通路といいますか、ガードパイプで車道とを分離して通路も確保するという工事の後は擁壁等々。それから要因となっております松の木等々の大きな木を伐採除根するというような工事で、南側と西側につきましては、令和３年度以降の工事になります。  それから444、鵜方小学校のトイレ改修事業でございます。鵜方小学校の北校舎につきましては洋式化完了しておりますが、南校舎に一部和式のトイレが残っておるということで、それぞれ児童用トイレ６カ所と職員トイレ２カ所を洋式、乾式化を行う予算です。これが新規事業になります。  それから451、中学校備品購入経費のほうが540万円ほど減額になっておりますが、これにつきましては三重県産の木材を使った備品、机とか椅子、それを購入する場合、県のもの、森と緑の交付金事業というところから交付金いただきまして、今年度につきましては大王中学校の技術室の６、合唱台６、磯部中学校の美術室の机と椅子、各40ずつぐらいを三重県産木材を使ってつくりまして、それの交付金をいただいたんですが、来年度以降、備品購入にかかるものが対象からはずれるということで、この部分が減額です。  それから457が志摩中学校の校舎大規模改造事業ということで、平成２年建築の校舎につきまして今後大規模改造工事を実施ということで、令和２年度につきましては実施設計、それから工事につきましては令和３年度に１期工事、令和４年度に２期工事ということで、１期、２期に分けて行う予定で考えております。それが新規事業です。  それから最後の学校給食センターの管理運営費が2,830万円ほど減額になっておりますが、大きな要因としましては、臨時職員のほうが会計年度任用職員のほうに制度が変わるということで、今は賃金で予算を見ておりますが、これが給与に変わりますので総務課が一括して給与の予算にするということで、その部分が2,200万ほど減るのと、あと賄材料費のほうが児童、生徒数の減少によりまして640万ほど減になるということで、この分減額となっております。  教育総務課の主な事業収支は以上でございます。  事務局。  学校教育課関係を説明させていただきます。資料としては132ページからです。  学校教育課関係の予算は令和元年度約４億6,000万円でしたが、令和２年度は３億5,000万円余りとなりまして、およそ１億円の減となっております。  このあたりの大きな要因は３件ほどありまして、１つは先ほど来、何回も出てきておりますが、会計年度任用職員に移行するということで、科目が教育費に置いてあったものが総務費に移るということで、置き場所が変わるということで見かけ上減っております。  それから２つ目は、システム改修の費用は毎年というよりは５年から７年ぐらいのサイクルで機械と中のソフトを入れかえてきます。該当する年には大きくふえて、それ以外の年にはそうではないという形になりまして、それが令和２年度はそういった大きなものが比較的少ないということで減額となっております。  それから最後、もう１点は児童、生徒数の減少によりまして子どもの数によって金額が出てくるものについておおむね減額になっている、そういった状況となっております。  上から順番に説明させていただきます。  412番につきましては、これは一般事務経費ということで、システム保持の関係ですが、令和元年度は大きく入れかえたものがありますが、それが来年度はないということで減額となっております。  413番は、スクールバスの委託料が約400万円出ております。人材確保が難しいというところもあり、人件費、それから燃料費が上がっているという話を業者から聞いております。  それから少し飛びまして419番、学校ICＴの関係ですが、これも令和元年度は大きなものが幾つかありました。各小中学校に無線LANとそれからその中継のための機器を設置する部分でLANの部分で1,200万円余り、それから中継機器で3,100万円余りだったものが来年度はなくなるということで大きく減になっております。  それから今年度、タブレットを約400台余り購入しましたが、来年度につきましてはそれほどの台数を要しない、拡充はしたいと考えてはおりますが、今年度ほどではないということで大きく減となっております。  421番での減額は、これは教育指導員を１人委嘱しておりますが、会計年度任用に移行するということで減となっております。  それから425番、外国指導助手派遣事業の部分で、増額としては39万1,000円ということで、見かけと少ないですが実は直接委任をしておるALTについては総務費のほうへ移行しておりまして、インタラックに派遣の委託をしているALTについて、１人増となっておりますので、実質はALTが１人ふえますが、予算の出方としては微増となっております。  それから432番の1,200万円余りの減額ですが、こちらは小学校の用務員につきまして会計年度任用に移行していることによる減額となっております。  それからあと大きいのが440番の就学援助の関係ですが、こちらが新入学、令和３年度に新入学の子どもの関係の就学援助について、令和２年度の終わりに交付するっていうこともありまして、令和３年度の見込みが令和２年度の見込みよりも子ども数が大きくふえるということで、就学援助の対象の子どもの数がふえるということで増額となっております。  446番、中学校学事一般経費ですが、こちらは先ほどの小学校と同様に用務員の関係となっております。  それから453番、中学校課外活動等支援事業、こちらが220万円の増となっておりまして、１つは中体連の大会などが熱中症対策もあって１日の試合数を減らすっていう方向で動きをとっておりまして、１日の試合数が減る結果、大会の日数としてはふえるっていうことで、その分が増額につながっております。  それから、それ以外にも中学校はこんなふうに体験学習につきまして、それぞれの学校からの要望を聞かせていただく中で、その分も増額となりましてこの額となっております。  それから454番、中学校就学援助費交付事業、こちらは対象となる子どもの減少が見込まれますので、その分減額となっております。  それから455番、中学校生徒送迎事業、タクシーの部分になりますが、今年度の実績も踏まえまして来年度も同様に日数が減る見込みでありますので、その分減額となっております。  486番、一番下になりますが、こちらの減額も社会教育指導員１人が会計年度任用に移行するっていうことで減額となっております。  それから487番、人権教育関係補助金ということで、今年度全同教の大会が県内で実施されるということで、多くの皆さんに行っていただけるように補助金を今年度に限り増額しましたが、来年度は通常の交付に戻るということで30万円の減額となっております。  それから488番の教育集会所管理運営費につきまして、こちらも臨時職員２人が会計年度任用に移行するということで減額となっております。  学校教育課関係、以上になります。  事務局。  総合教育センターのほうです。  135ページをごらんください。３つ事業がありまして、428番の総合教育センター一般経費ですけども、こちらにつきましては総合教育センターの事業等にかかる一般経費ということで2,388万1,000円を計上しております。  内訳になりますが、教職員研修の講師謝礼と費用弁償、それから令和２年度から小学校の教科書が改訂されますので、それに伴う教師使用の教科書や指導書の購入費、それからタブレットを活用して授業の効果をより高めるよう、小学校の算数と国語のデジタル教科書を購入する経費となっております。またプログラム学習のための教材費や、あと適応指導教室の運営にかかる経費がこちらに計上されております。  この中で、適応指導教室につきまして、本年度児童、生徒送迎用として、スクールバスによって臨時運行で送迎委託を対応しておりましたけども、スクールバスでの運行ですと、運行時間に制限があるということがございますので、令和２年度につきましては細かくできるだけ対応していこうということから、タクシーでの送迎としての予算を計上しております。そちらのほうに変更しております。  前年度と比べまして2,000万円ほど増となっておりますが、これは先ほど教科書改訂に伴う教科書や指導書の購入、それからデジタル教科書の購入、あとプログラミング学習の教材とかそういうものが増として計上させていただいていることによるものでございます。  続いて429番、総合教育センター管理運営費でございますけども、こちらにつきましては総合教育センターの施設管理、運営に係る経費としまして344万3,000円を計上しております。  中身になりますが、センターの運営、委員会委員の報酬とか、あと光熱水費、施設管理に係る委託料や駐車場の借り上げ料金でございます。  令和元年度と比べまして850万円ほど減になっておりますけど、これにつきましては臨時職員が会計年度任用職員に変わるということから、費用につきましては総務課のほうへ移行したことによる差額の減です。  続いて430番に、総合教育センター改修事業としてございますけども、こちらがセンターの施設の改修工事に伴う実施設計の費用を計上させていただいております。センターの施設ですけども、平成10年に建築されまして、現在空調機の一部が故障していることがあります。空調機の耐用年数が経過しているということから改修を行うこと、それから施設についても外壁の劣化等も見られますので、施設を長期的に利用するための措置としまして改修工事を行うためにその実施設計の費用を154万4,000円計上させていただいております。改修工事自体につきましては令和３年度に行う予定でございます。  以上です。  事務局。  生涯学習スポーツ課、中島です。よろしくお願いします。  生涯学習の分の予算について御説明させていただきます。  資料につきましては136ページをごらんください。  生涯学習スポーツ課につきましても、項目が非常に多くございますので、金額の大きい部分について説明させていただきます。  またそちらの中で臨時職員の費用が令和元年の場合、生涯学習スポーツ課の中でもられていた部分が、総務課に移動したことによる臨時職員の減額と御説明させていただきます。  それでは説明させていただきます。上から３つ目の467番、社会教育関係補助金でございます。こちらにつきまして、16万円の増額というふうになっておりますが、こちらにつきましては女性団体、女性の会の補助金につきまして増額をさせていただいております。こちらにつきましては、本年度補正でお願いさせていただきました、女性の会の活動が当初予定していたことよりもふえたことによる、その実績を考慮しました増額ということで、平成29年度の予算まで復活させたということの16万円増額となっております。  続きましてその次の青少年育成事業でございます。こちらにつきましては５万2,000円減額で、こちらにつきましてはジュニアリーダー研修の子どもたちを運ぶのをタクシーで行っていましたが、２日間の予定でいたんですが、２往復で予定しておりましたが、もう１往復で済むというところの精査による減額でございます。  １つ飛ばしまして、文化振興関係補助金です。こちらにつきまして、90万円の増額ということで、こちらにつきましては、文化協会または文化芸術を推進する施設団体等へ全国大会への出場の補助金を出しておりましたが、今年度、文化芸術推進事業補助金としまして100万円増額したという部分の増額としまして、90万円増額となっております。今年度、文化芸術推進事業を設立したいというふうなことで取り組んでございます。  １つ飛ばしまして、遺跡発掘調査等事業です。こちらにつきましては、348万8,000円の減額でございます。  志島・畔名古墳群の調査を行っている部分の補助金でございます。こちらにつきましては臨時職員の減額もあるのですが、令和元年度にドローンのデータをいただくことができまして、そちらによりまして今年度、令和２年度に測量すべきところがもうできてしまったという減額と、それと調査が完了して精査に入って、今年度地図まで完了するというふうなところまで考えておりますので、もう事業が必要なくなってくるという形でございます。  続きまして、民俗文化伝承・活用事業です。こちらにつきまして、268万円の減額でございます。こちらにつきましては臨時職員の減額でございます。  続きまして、阿児アリーナ管理運営費の減額で1,854万7,000円の減額ということでございます。  こちらにつきましては、臨時職員の減額、それと光熱水費他、実績によります委託料、そういったところの実績によります減額になりまして、1,854万7,000円の減額とさせていただきました。  続きまして、自主文化事業です。こちらにつきまして321万8,000円の減額ということで、今年度から、今年度、来年度につきましては国体のプレ大会または本大会というふうなところで、阿児アリーナのほうが会場となることが非常に多ございます。その際に志摩市が全部阿児アリーナを押さえてしまいますと、一般の方が使いたいときに利用していただくことができないというふうなところを考慮しまして、自主事業の部分を抑えて国体のほうに協力するというふうなことで考えた上での減額でございます。  続きまして、大王公民館管理運営費でございます。こちらにつきましては、臨時職員の減額によります減額で、515万6,000円の減額でございます。  続きまして、鵜方公民館につきましても、臨時職員の減額で302万7,000円の減額でございます。  ２つ飛ばしまして、図書館管理運営費でございます。こちらにつきまして、261万4,000円の増額というふうなことでございます。こちらにつきましては、どんちょう製作費が137万9,000円、こちらにつきましては令和２年度にどんちょうを製作するということで、パッチワークの団体または市民の皆さんにお手伝いいただきまして、世界に一つのどんちょうをつくるというふうなことを市民の皆さんの手で行いたいというふうなことの137万9,000円の計上と、それとリニューアルイベント、講演会等でそちらの費用としまして261万4,000円の増額とさせていただいております。  続きまして、歴史民俗資料館管理運営費です。こちらにつきましては、臨時職員の減額としまして516万2,000円の減額。  続きましてスポーツ推進一般経費でございます。こちらにつきまして、646万9,000円の減額ということで、こちらにつきましてはフェンス等の工事が完了したというふうなところ、または備品購入、本年度は国体を見込みまして外野フェンス等の購入をしておりましたが、それが完了したということによりましてそちらが必要なくなったということで、646万9,000円の減額となっております。  １つ飛ばしまして、オリンピック事前キャンプ・ホストタウン事業でございます。こちらにつきましては内容といたしまして、今年度は５月にITUの主催しますトライアスロン横浜大会がございます。それの前になるか後ろになるかはまだ不確定ですが、選手が志摩市を訪れるというふうなことを計画しております。  続きまして、７月がオリンピック本番の大会でございますが、こちらの事前キャンプが志摩市のほうで行われます。こちらにつきましては、選手10名の15日間程度の滞在というふうな形でございます。  そして８月はパラリンピックに、パラトライアスロンに参加される選手が約10名の方が１週間程度の滞在というふうなことの見込みをいたしております。そういったところの宿泊費用としまして、2,000万円計上させていただいております。  その他、実行委員会旅費であったり歓迎レセプション、そして通訳、代理人交渉費としまして250万円、パンフレット代、またはこの先ホストタウンにしましてオリンピアン、パラリンピアンまたはその、そういった方々と交流するようなことも入れまして総額、予算額3,121万3,000円の計上をさせてもらっております。  続きまして、１番下でございます。497番の磯部ふれあい公園管理運営費です。  こちらにつきましては、令和２年に遊具、今まで外の遊具の使えない部分が多かったのですが、今年度撤去させていただきまして、来年度から始まります改修に伴いまして、地元の皆さんの声も聞きつつ、必要な、何が欲しいのかなど、ブランコであり、渡り棒であったりとかっていうのは、やっぱり地元の方が子どもたちの意見を聞きながらですね、設置する遊具を決めたいと。安易に複合遊具を入れればいいというわけではなく、地元の声を聞きながら進めていくための今年度撤去でございます。  その撤去費用としまして、116万2,000円を計上させていただいております。  続きまして、磯部ふれあい公園施設改修事業でございます。こちらにつきまして、575万8,000円、こちらにつきましては、磯部ふれあい公園の体育館を含めまして大規模改修工事を考えております。こちらを令和３年から、施設が30年たつことも含めまして雨漏りであり、体育館の中の床の傷み、そういったところも含めまして、長寿命化を図る目的として改修を行うというふうなことで設計を行いたいというふうなことで575万8,000円を計上させていただいております。  こちらにつきましても、地元の声なんかも聞きながら進めていきたいと思います。  続きまして、499番、長沢野球場管理運営費でございます。  こちらにつきまして、201万3,000円の増額となっております。こちらにつきましては先ほど申し上げさせてもらいましたとおり、LEDとかそういったところで減額はできてきてはおりますが、今回国体も含めまして非常に管理をしていくのに芝の伸びが早いというふうなことで、芝刈り機等のほうが非常に傷んでおる状況でございましたので、今回乗って草を刈れる乗用の草刈り機の購入を計上させていただいております。  ２つ飛ばしまして、502番、社会体育施設管理運営費です。こちらにつきましては、67万6,000円の計上となっておりますが、こちらにつきましては、各社会体育施設の修繕の部分で雨漏りしている部分とかそういったところにつきまして、修理を行うというふうなことを考えております。  ２つ飛ばしまして、学校体育施設管理運営費です。こちらにつきまして、378万2,000円の減額となっております。こちらにつきましては、令和元年度に磯部と大王の夜間照明施設の改修を行いました。こちらの工事が完成したことによります減額というふうなことで、378万2,000円の減額とさせていただきました。  続きまして、浜島海洋センター管理運営費です。こちらにつきましては、施設管理費の減額によります減額ということで31万4,000円の減額となっております。  生涯学習スポーツ課は以上です。  事務局。  続きまして、国体推進室のほう、よろしくお願いします。  資料につきましては139ページでございます。  まず493番の国民体育大会の準備経費です。こちらにつきましては、予算額が689万円で、前年度から比べますと268万円の増額となっております。こちらにつきましては、鹿児島国体視察経費が272万3,000円、ＰＲ事業に201万9,000円、会期前記念事業に106万3,000円、トライアスロン競技会場の水質検査に８万8,000円と一般経費に99万7,000円を計上させていただいております。  続きまして494番の国民体育大会リハーサル大会開催経費です。こちらにつきましては、１億1,529万3,000円を計上させていただいております。まずトライアスロン競技開催経費に589万円、ソフトボール競技開催経費に6,586万9,000円、ボクシング競技開催経費に3,634万4,000円、またリハーサル大会時のおもてなし等にかかるリハーサル大会運営用費等に719万円を計上させていただいております。  また財源の内訳につきましては県の補助もありまして、そちらが2,447万3,000円、また基金からの繰り入れ550万円を予定しております。  以上です。  事務局。  こども家庭課、菊川です。よろしくお願いします。  まず458番の幼稚園一般経費ですが、例年と比べて1,002万6,000円の増になります。理由としましては、増額の理由としましてこの10月から施行されています幼児教育無償化の施設等利用者助成金の増ですね。給食費によるものが関係してきます。その分が大幅に増額の理由です。  続きまして、459番ですけれども、幼稚園管理運営費ですが、94万7,000円の増額となります。これにつきましては、緊急対策用の施設修繕とですね、鵜方幼稚園の太陽光発電、パワコンの修繕料が大幅に増という理由です。  続きまして、460番ですけれども、幼稚園備品購入経費ですけれども、これは33万4,000円の減額となります。大幅に減ったところは、和具幼稚園休園に伴う減というところです。  462番にいきます。私立幼稚園施設型給付事業ですけれども、これにつきましては1,247万9,000円の増額になります。これについての理由も、主には無償化による利用者負担額が大幅に減ったことによって大きく増額の理由です。あと処遇改善、給食費加算と公定価格の増額により昨年度より多くなっております。  続いていかせてもらいます。463番ですが、幼稚園災害共済事業ですけれども、これは2,000円の増額です。園児災害用のスポーツ保険の関係です。  最後になりますが、464番、鵜方幼稚園の改修事業として291万5,000円の増額になります。これは鵜方幼稚園の給食室の空調機器と鵜方幼稚園の門扉の設置による増額となります。  以上でございます。よろしくお願いします。  以上で全ての課の当初予算の説明を受けました。  先ほどの説明について質疑はございませんか。  事務局。  一点補足させてください。私のほうから去年活用した授業を高めるためにデジタル教科書ということを言ったのですが、これは子供用じゃなくて指導者のデジタル教科書ということをつけ加えさせていただきます。  委員。  社会教育関係のことについてですが、女性団体は昨年度７団体ということをお聞きしましたが、ふえたということですか。  そうですね。今日提示していましたのが前年度の実績の団体数でございましたので、今回補助金を出していたところがふえまして、この補助金を利用していただける、利用して活動していただける団体が１つふえたという。  ８団体ということですか。  はい。  ありがとうございます。  社会体育施設管理運営費で、社会体育施設の修繕って言われましたが、旧迫塩小学校の体育館のトイレが別棟になっていますが、その修繕ではありませんか。  今回は入っていません。  わかりました。  委員。  令和２年度の園児数っていうのは御確認いただいていると思いますが、日本スポーツ振興センターの災害共済掛金は全額、市から負担されています。人数はどれぐらいですか。  予算を請求される、わかっていたら教えてください。  生涯学習スポーツ課の中島です。  今年度、あがっておりますのが先ほど委員さんから言われましたけども、迫塩体育館、入っておりますが、水銀ランプ、棟部のほうの改修でございます。ただ棟部の改修とかというふうな部分ですと悪くならない部分もありますので、もし連携していく部分で必要な部分があったらまた補填していただければ、またそのあたりも採用させていただきます。  来年度の園児数ですが、332人としております。プラス５人、合計337人を人数とさせてもらっています。  １人当たり、幾ら負担ですか。  285円になります。  よろしいでしょうか。それでは、その他、全ての課を含めて。  委員。  事務的経費が非常に多い中、いろんな工夫して財源を捻出していると思いますが、学校現場からの要望の中で、特に目玉的に、こういうところ、予算措置したというようなことはございませんか。  前年度比べますと、大会へ参加するに当たっての旅費と補償費用の部分と増額の要望が結構ありましたので、そこを反映させていただいたのと、あともう１つは特に・・・地域、それから・・・地域の学校が多いのですが、社会見学で、例えば磯部の浄水場に出かけるとか、やまだエコセンターに出かけるとか、そういうときに。  それから部活動の遠征に出かけるとき、それまでは路線バスを使っていたケースが結構ありますが、それがなかなかちょうどいいバスがないということで、バスを借り上げたいという要望を結構頂戴いたしまして、それを反映させたっていうのが割と多かった状況です。  それと金額としては大幅な増ではないですが、講師謝金をふやした部分がございまして、これまで特に皆さん部体験とかで県の特別非常勤講師と呼びますか、県での非常勤の職員に何日か来てもらっていたのがありましたが、それをもう県のほうで、そういったもう予算はもらわないとなりましたんで、その市のほうの講師謝礼の基準とかも・・・しながら、市のほうで出させてもらうようになっているのがあったという状況です。  それらにつきましては、項目全般にわたりまして先生方から・・・となられ  予算に反映させるという形になっております。  ありがとうございます。  補足を。先ほど332人と言わせてもらいましたが、この令和元年10月現在の人数で予算は見積もりしておりますので、そこは御了承ください。  それでは、ほかよろしいでしょうか。  （質疑なし）  それでは、ないようですので採決に移ります。  議案第13号について承認される方は挙手をお願いします。  （挙手）  挙手全員です。  よって議案第13号は可決されました。  **議案第19号　県費負担教職員（管理職）の人事異動内示について（非公開）**  日程第16、議案第19号、県費負担教職員（管理職）の人事異動内示についてを議題とします。  本案は人事案件のために非公開としたいと思います。  賛成の方は挙手をお願いします。  （挙手）  挙手全員ですので、よって非公開とすることと決定しました。  （非公開）  非公開を解きます。  それでは採決に移ります。議案第19号について承認される方は挙手をお願いします。  （挙手）  挙手全員です。議案第19号は可決されました。  **報告第３号　令和元年度志摩市通学路交通安全プログラムに係る通学路合同点検結果及び進捗状況について**  日程第17、報告第３号、令和元年度志摩市通学路交通安全プログラムに係る通学路合同点検結果及び進捗状況についてを議題とします。  本案について事務局からの説明を求めます。  事務局。  この通学路交通安全プログラムについて説明します。これまでの平成２７年度以降の分が資料という形で載っております。  このプログラムは大きくは３年を１つのサイクルとして回していく分、それから１年の中でスケジュールをやっていく部分があります。  この３年が１つのサイクルの部分ですが、志摩市全域を３つのエリアに分けまして、阿児地区、それからこれもそうですけど志摩・大王地区、それから浜島磯部地区っていう、この３つに分けて、それを順番に回転させていく、そういった形となっております。  それから、１年の中ではおおむね５月にそれぞれの学校から通学路として点検が必要って思われるところを選んで、教育委員会のほうに御連絡をいただきます。  それから、夏にはそこを合同点検するっていう形をとっておりまして、教育委員会だけではなく、交通安全に関係をする市役所の中では地域防災室、それから市役所の外では鳥羽警察と。それからあと、道路を管轄するということで市役所の中では建設整備課、市役所の外では志摩建設事務所という形で、合同で徐々に学校から出していただいたところを回っております。  これはおおむね８月にやっております。  それから、それを踏まえまして対策として、じゃあどうやっていくかっていう、そういった話し合いをもつ場を12月に開催をしているっていう、そういった状況となっております。  本年度は先ほどの繰り返しになりますが、志摩・大王地区を回ってまいりました。その結果、それから平成27年度以降の対応状況が一覧表となっている、そういった状況となっております。  今後は、以前あげたもので継続して取り組んでいく部分、それから今年度あがってきたもので対応が必要とされるものについて、対策を講じていく、そういった流れとなっております。  資料としては、細かいことが多くなってしまっております。大きな流れとしては以上でございます。どうぞよろしくお願いします。  説明をいただきましたが、質疑はございませんか。  委員。  浜島中学校の自転車通学指定道路、子どもたちが毎年ですけども、草が伸びてきて、塩屋から桧山路地区の道路のところ、いつも市民集会でも問題に、いろいろ意見が出ますが、できるだけ刈っていただくよう、毎年お願いしていますが、自転車通学が安全に行えるようよろしくお願いします。  はい。わかりました。  他によろしいですか。  （質疑なし）  質疑がないようですので、報告第３号は承認されました。  **報告第４号　「令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」結果概要について**  日程第18、報告第４号、令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査、結果概要についてを議題とします。  本案について事務局からの説明を求めます。  事務局。  総合教育センターです。  令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果概要について御説明をさせていただきます。  ページ数でいきますと、176ページからです。平成31年４月から７月にかけまして、小学校は５年生、中学校は２年生を対象に実施されました全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果概要について報告いたします。  177ページのほうですね、資料ごらんください。  まず１のほうですけど、実施状況について書いております。悉皆調査ということで、市内７つの小学校、また６つの中学校全てで調査を実施いたしました。  ２のほうですけども、種目別及び体力合計点の結果についてですけれども、全国の状況と比較しますと、小学校は男女共、体力合計点については全国平均を下回っております。種目別に見ますと男女共、握力、ボール投げが全国平均を上回っております。二重丸が書いてある部分ですけども、男女合わせて16種目中４種目が全国平均を上回る結果になりました。  次に中学校になります。裏のページですね。全国の状況と比較しますと、男子は体力合計点で全国平均を下回り、女子は上回っております。種目別に見ていきますと、男子は反復横とび、１種目が平均を上回っております。  女子のほうですけど、握力、長座体前屈、反復横とび、持久走、50メートル走、立ち幅とび、ボール投げの７種目で全国平均を上回っております。  男女合わせますと、18種目中８種目が全国平均を上回るという結果になりました。  調査結果とこの対応策についてですけども、本調査の結果はあくまでも体力の要素の一部分でありますが、全国的な状況と照らし合わせることができる、客観的な調査結果が得られたのではないかと考えております。  今後は、体育の授業の充実を出発点に、体力向上の目標設定、体育の授業以外に運動する機会の拡充、それから生活習慣の改善等々、各学校の体力向上に向けた取り組みを支援していきたいと考えております。  また、県教育委員会と連携しながら体育科、保健体育科の授業改善に向けた研修会等も支援していきたいと考えております。  本年度は５月と８月に県教育委員会と連携しまして、小学校の体育担当者を対象とした研修会を開催いたしました。  また、今月27日には南勢地域の小中学校の体育担当者が集まって各校の現状、それから体育向上の取り組みについて交流する会をする予定でございます。  以上です。  説明ありましたが、質疑はございませんか。  委員。  今年度の調査結果の全国平均との比較ということですが、過年度の部分で以前からの調査を行っていると思います。その中で志摩市の児童、生徒の傾向、体力調査の傾向、それからあと大きな課題等ありましたら、今後の参考資料いうことで教えていただいたらと思います。よろしくお願いします。  過年度につきましては、本日資料を持ち合わせておりませんので、また資料のほう御用意させていただきます。  ほか、いかがでしょう。  （質疑なし）  それでは質疑がないようですので、報告第４号は承認されました。  **報告第５号　志摩市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部改正について**  日程第19、報告第５号、志摩市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部改正についてを議題とします。  本案について事務局からの説明を求めます。  事務局。  こども家庭課、山室です。よろしくお願いします。  それでは報告第５号、志摩市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部改正について、報告させていただきます。  この志摩市ファミリー・サポート・センターというのは、子育て支援の一環としまして、平成17年６月に開設されました。  子育てのお手伝いをしてほしい方と、お手伝いをしたい方が会員になりまして、会員間での相互の間で一時的に手助けをしていくっていうシステムになります。  このたび、要項を改正する理由としましては３点ございます。  現在、依頼会員さん、対象のお子さんとしましては、小学校６年生までのお子さんを養育している方っていうことになっていますが、子育て世帯への支援の拡大としまして、対象児童を18歳に達する日以降の最初の31日までということで支援の対象となるお子さんを拡大していきます。  その他、ほかの条例等々にもありましたように、令和２年４月１日からこれまでの臨時職員、特別非常勤職員につきましても会計年度任用職員となることを受けまして、これに伴いアドバイザーも会計年度任用職員となることと、任期をそれに伴って廃止していきます。  あと鵜方児童館が来年から鵜方放課後児童クラブに移行するということがありまして、この鵜方児童館の文言を削っていくための改正になります。具体的に改正する内容としましては、181ページの新旧対照表にもありますように、第２条第１項第１号中の小学校６年生までの、という文言を18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にあるっていうことに改めます。  第５条第４項中、第３条第３項第３号に規定する非常勤の特別職っていう文言を、第22条の２、第１項に規定する会計年度任用職員に改め、同条の第５項を削りまして、第６項を第５項といたします。  第７条第１項第１号中の、児童館という文言を削ります。  最後に第13条中の、から第６項まで、というところを、及び第５項、というところで改めます。  この４項につきましては、令和２年４月１日から施行していく予定です。  以上になります。  説明をいただきましたが、質疑はございませんか。  委員。  鵜方児童館が廃止されて、鵜方放課後児童クラブの場所はどこになりますか。  場所は同じです。  他よろしいでしょうか。  （質疑なし）  質疑がないようですので、報告第５号は承認されました。  **その他協議・報告案件について**  日程第20、その他協議・報告案件について、まず各課からの行事予定の報告を求めます。  全ての課の報告の後、一括して質疑をしたいと思いますので、よろしくお願いします。  事務局。  教育総務課の行事予定から説明させていただきます。  資料183ページになります。  次回の第３回定例教育委員会ですが、例年３月20日前後に定例の教育委員会、それから年度末の３月末ぐらいに臨時の教育委員会を開いておりましたが、今年度につきましては３月30日、年度末になりますが、総じて２回だったものが１回ということで、定例教育委員会を開かせていただきたいと思います。３月30日月曜日の午後１時からとなります。場所は405会議室でございます。  それから同日ですけども、定例の教育委員会終了後になりますが、志摩市総合教育会議を同じ405会議室で引き続き開催させていただきたいと思いますので、出席のほうをよろしくお願いします。  教育総務課は以上です。  事務局。  学校教育課関係をお知らせいたします。  資料は184ページになります。２月25日ですが、防災学習ということで志摩小学校において起震車を使った学習を予定しております。  ３月３日は迫間教育集会所の運営委員会を開催いたします。  それから幼稚園、小中学校の卒業式、卒園式についてですが、３月６日に中学校の卒業式、３月17日に小学校の卒業式、３月19日に幼稚園の卒園式を挙行いたします。  それから３月10日に県立高校の後期選抜の試験があります。  ３月19日に第２回目となります、学校職員衛生委員会を予定しています。  以上です。  事務局。  総合教育センターのほうですけども、２月21日金曜日、明日ですけども、東海小学校のプログラミング教室及び校内研修会があります。  ２月27日木曜日、第４回の就学指導委員会が実施されます。  それからこれを発送したときに決定していませんでしたが、３月11日水曜日です。10時からということで総合教育センターの運営委員会のほうを開催させていただきます。  以上になります。  事務局。  生涯学習スポーツ課の中島です。生涯学習スポーツ課の事務報告、行事予定を御説明させていただきます。  資料は186ページでございます。一番上から２月28日から３月25日まで、磯部の歴史民俗資料館におきまして、朝９時半から１８時までということで、写真展、志摩と富士というふうなことで、このようなチラシでございます。こういった形で写真展が開催されるというふうなことでございます。  続きまして、３月１日、日曜日でございます。10時から令和元年度、南勢志摩スポーツ推進委員会協議会の指導者研修会が磯部生涯学習センター多目的ホールのほうで行われます。  続きまして３月４日水曜日、午後１時30分から、令和元年度つるかめ大学閉講式ということで、浜島生涯学習センターのほうで開催されます。  続きまして、３月７日土曜日、午後１時30分から歴史講座、日本書紀にみる志摩国、歴史民俗資料館のほうで開催されます。こちらにつきましては、講師に皇学館大学名誉教授の岡田登さんをお招きしまして、このような形で開催いたします。日本書紀のことについて研究をされているようです。  続きまして、３月９日月曜日、午後１時30分から、第2回志島・畔名古墳群調査検討委員会が志摩市役所の会議室のほうで行われます。  続きまして、３月11日水曜日、午後１時から、くすのき講座、映画上映ということで、磯部生涯学習センターで行われます。  続きまして、３月11日水曜日、午後１時30分から、国登録有形民俗文化財、志摩半島の生産用具及び関連資料、整備事業指導委員会が志摩市役所のほうで開催されます。  続きまして、３月中旬、これ日程ちょっと決まっておりませんが、午後７時から令和元年度の第２回志摩市スポーツ推進審議会のほうを志摩市役所のほうで開催する予定となっております。  生涯学習スポーツ課のほうは以上となります。  事務局。  国体推進室です。  明日２月21日ですが、９時から第１回の三重とこわか国体、三重とこわか大会の実施本部会議を５階の庁議室のほうでする予定となっております。  以上です。  以上で各課からの行事報告がありましたが、何か質疑はありますか。  委員。  また生涯学習スポーツ課の、３月15日ですね、昨年度、尺八とかコーラスとか船越太鼓とか、あれば３月15日ってお聞きしましたが、そういうまだ日程は決まってないですか。アリーナ。  アリーナの文化ミュージックフェスティバル。  のことでしょうか。何か３月15日に船越太鼓の人が何か出ますっていうのはお聞きしましたが、そういうあれは、去年尺八を。  そうですね、ミュージックフェスティバルですね。  それは、まだ。  今年度は、まだ事業は入ってないですね。  ないですか、わかりました。ちょっと違うところから15日に太鼓するので見に来てくださいということを個人的に言われましたので。もう決まっているのかなと思い、確認させていただきました。  また、よかったら確認だけ。  はい、確認させていただくようにいたします。  他よろしいでしょうか。ないようでしたら次へ進みたいと思います。  その他について。  事務局。  総務課の井上です。  私のほうからは令和２年度の三重大学教育学部地域推薦入試選考結果について御報告させていただきます。  これにつきましては、昨年11月の定例教育委員会の中で、三重大学教育学部地域推薦の決定を御審議いただきまして、御承認いただいて志摩市教育委員会としまして推薦者を、決定したわけですけども、２月13日に三重大学から結果通知が届きまして、教育学部数学教育情報教育コースに無事、合格しましたので御報告させていただきます。  志摩高の地域推薦枠がありまして、何とか実績を残してほしいというふうなことで、これまで２、３年の経過がありますが、志摩高からは合格者が出ていなかったということですから、今年初めて出ましたので、また何らかの活性化の勢いになればというふうには思います。  事務局。  総合教育センターのほうからですが、本日配付させていただきました、子どもの育ちや学びの支援、志摩市総合教育センター便りのほうで、今回は２月20日付、本日付ですけども発行させていただきます。第10号でございます。  まず表面ですが、プログラミング学習について記載させていただきました。２学期からセンターのほうでプログラミング学習出前授業を実施しまして、学校のほうではイメージをつかんでもらったこと、それからセンターの研修員が作成しました年間計画を参考に来年度の学習につなげてもらうよう、お願いしております。  またセンターのほうで引き続き出前授業やクラブ活動への支援をしていくということを記載しております。  下のほうには新学習指導要領全面実施に伴う評価に関する書籍の紹介をしております。  続いて裏面ですけども、２月７日に開催されました、第４回学力向上検討委員会についての記載をしております。  内容ですが、重点課題の取り組みと今後の方向性について、県教育委員会の方を講師として研修を行い、講師から示唆いただいた今年度の各校の取り組みの振り返り、評価ですね、をどのように行うかについてのポイントや、それから各校の状況について意見交換することで振り返りのあり方について協議を行ったということをお伝えしております。  センター便りについては基本的に毎月１回発行していく予定でございます。  以上です。  センターの便りですが、よろしいでしょうか。  特に質問ございませんか。  （質疑なし）  その他、何かありませんか。  こども家庭課にお願いです。  幼稚園教育について人的環境が大切だとずっと言われてきています。鵜方幼稚園も土曜日の預かり保育が始まります。子育て支援事業の預かり保育は早朝７時半から８時半、２時から７時までで実施しております。現場の声もいろいろ届いていると思いますが、人的配置の充実をよろしくお願いいたします。  ありがとうございます  よろしくお願いします。  検討し、頑張ります。  あと、済みませんけども、このインフルエンザの状況の資料が一部入っております。  裏面を見ていただくと、小学校、中学校の学年閉鎖、学級閉鎖っていう状況がこれまでにこれだけあったということとですね、インフルエンザに関しましてはピークが幼小中全体で50人ぐらいのところがピークやったということで、昨日現在で３名ぐらいでした。保育所で３人ぐらい出たと、出ている程度で、あと小中でも０人という結果になっています。インフルエンザに関しては、そのような状況ですけども、その新型コロナウイルスの関係が結構危惧されておりますので、庁舎内でも対策会議ありまして、学校等へも働きかけていくふうな面で注意喚起をしていくような状況で、今後さらに起こってくる状況になっておりますので、インフルエンザに関しましては、その影響もあるのかなというところで、すごく減ってきているという状況です。  以上です。  全て含めて、その他よろしいでしょうか。  （質疑なし）  それでは、その他協議・報告案件についてを終わります。  以上で本日の日程は全て終了しました。  次回の定例教育委員会は３月30日午後１時から405会議室で行います。  以上で、令和２年第２回定例教育委員会を閉会します。  大変長時間にわたり審議していただき、ありがとうございました。  お疲れさまでした。  本日の会議を記録し、署名する。  　　教　　育　　長  　　委　　　　　員 |